

## 第 4 章

津山における歴史的風致の維持及び向上  
のために必要な事項

#### 4 1 文化財の保存又は活用に関する事項

##### 4 1 1 市域全体に関する事項

文化財の保存・活用の現況と今後の方針

保存・活用の現況

平成 25 年 12 月 1 日現在の津山市の指定文化財は、国指定 18 件、県指定 30 件、市指定 154 件の計 202 件で、国登録有形文化財は 11 件、登録記念物は 1 件、国選定重要伝統的建造物群保存地区は 1 件である。

(国指定・選定・登録)

建造物 5 件、彫刻 2 件、工芸品 2 件、有形民俗文化財 1 件、史跡 6 件、名勝 1 件、天然記念物 1 件の計 18 件。国登録有形文化財は 11 件。登録記念物は 1 件。国選定重要伝統的建造物群保存地区は 1 件

(県指定)

建造物 9 件、絵画・工芸品 4 件、古文書・考古・歴史資料 4 件、無形文化財 3 件、無形民俗文化財 3 件、有形民俗文化財 1 件、史跡 5 件、天然記念物 1 件の計 30 件。

(市指定)

建造物 25 件、絵画・彫刻・工芸品 17 件、古文書・考古・歴史資料 19 件、無形文化財 2 件、有形民俗文化財 5 件、史跡 55 件、名勝 1 件、天然記念物 30 件の計 154 件。

指定文化財で保存修理が必要な場合には、補助事業として保存修理事業を実施している。まつり等の民俗文化財についても、後継者の育成という観点から財政面の支援をしている。

指定文化財の保存管理については、文化財保護法、岡山県文化財保護条例、津山市文化財保護条例に基づき、適正な保存管理が図られるよう指導・助言している。指定文化財の中には見学が難しいものもあるが、国・県・市指定を問わず、原則公開を基本としている。指定文化財には、標柱・案内板・説明板等を設置しているが、まだ不十分な箇所もあり計画的に設置を進めている。

古墳など樹木や雑草が繁茂し見学を妨げるような場合には、草刈り清掃作業を実施し見学者の便を図っている。市指定の沼弥生住居址群、中宮 1 号墳、河边上之町(榊形)井口車塚古墳、国分寺飯塚古墳、高野山西正仙塚古墳、西登山金屋寺、神楽尾城跡、煙硝蔵跡などの遺跡を中心に草刈を実施している。県指定史跡岩屋城跡ではウォークラリー、同じく県指定史跡の矢筈城跡では登山会と銘うって毎年行われる登山イベントには多くの参加者がある。城下町エリアを中心に、観光客を対象としてボランティアガイドによる案内を行っている。



【沼住居跡群枯死松伐採】

### 今後の方針

- ・指定文化財は、引き続き適切な保存管理に努めるとともに、大いに活用を図る。
- ・一般公開されていない指定文化財については、期間を限定するなどの工夫をして公開できるよう所有者と協議していく。
- ・歴史的建造物をはじめとした未指定の文化財については、調査を継続し、保存が必要と判断されるものについては新たに指定を行っていくとともに、補助制度による支援のあり方を検討する。
- ・地域で守り伝えられてきた祭礼行事等の伝統文化の継承・発展を図り、一体的・総合的な保存・活用の推進と地域の活性化を図るため、用具等の整備や映像記録等の作成を行う。

### 文化財の修理に関する方針

文化財の修理は、損傷が進むことにより、部材をまるごと取替えなければならないことが生じ、その結果、文化財としての価値を失うことにもなりかねないため、文化財の修理は、損傷が進まない内に実施するよう努めている。

指定文化財の修理は、原則として所有者からの申請によるものとするが、所有者が気付かない場合もあるため、申請がない場合でも適宜巡回して現状を把握し、早期に対応できるよう努める。

国・県指定の文化財の修理は、国・県の指導を得て、市指定については「指定文化財保存事業等補助金交付要綱」に基づき実施する。

国指定の文化財を国庫補助事業で修理する場合は、国庫補助額の残りの額を県、市、所有者で負担する。県指定の文化財を県費補助事業で修理する場合は、県費補助額の残りの額を市と所有者で負担する。市指定の場合は、市と所有者で負担する。

修理の実施にあたっては、必要に応じ学識経験者、地元、行政からなる修理委員会を立ち上げ、指導助言を仰ぐとともに、必要に応じ関係機関と連携を図ることとする。

また、復元整備を計画する際には、十分な調査を踏まえ、外部の有識者等の意見を聞きつつ史実に基づいたものとする。

歴史的な建造物の復元を行う場合や文化財の修理のうち可能なものについては、工事期間中、最も適切な時期を見計らって一般市民を対象とした現場説明会を開催する。



【中山神社本殿屋根修理工事】

### 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

津山城跡の南側に2つの博物館がある。一つは津山市立の津山郷土博物館、もう一つは私立のつやま自然のふしぎ館・歴史民俗館である。

国の登録有形文化財である津山郷土博物館は、原始古代から近代に至るまでの津山を中心とした郷土の通史博物館である。特に津山松平藩の資料は充実している。

つやま自然のふしぎ館・歴史民俗館は、自然科学系の博物館で動物のはく製、鳥類の標本など地方には類を見ない程充実した資料を有している。道を隔てた向いの歴史民俗館は、国の登録有形文化財・森本慶三記念館（旧津山基督教図書館）を利用した施設で、歴史資料、民俗資料を中心に展示している。

近接する二つの施設の間には、津山観光センターがあり、文化財、博物館・資料館等の情報発信の役割を果たしている。

他に埋蔵文化財の調査・研究の拠点施設である津山弥生の里文化財センターがある。平成19年度まで、埋蔵文化財保護行政を中心とした業務を担ってきたが、平成20年度の機構改革により全ての文化財を担当する組織として、文化財課（現・文化課）が文化財センター内に置かれた。これまで本庁と出先の両方にまたがっていた部署が一つにまとめられたことで、一体的な文化財保護行政が進められることができるようになった。引き続きこの施設を核に文化財の保存と活用事業を推進していく。

加茂地域、勝北地域及び久米地域には、考古資料及び民俗資料を収蔵・展示する歴史民俗資料館がそれぞれ開設されている。これらの施設は、合併後もこれまでどおり存続しており、地域学習の拠点として活用していく。

伝統文化や伝統工芸技術を広く紹介する場の確保についても検討を行う。

#### 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、単体でなく周辺の環境と一体となって成り立っている。しかし、近年ではかつて文化財が誕生した当時とは環境が大きく様変わりし、往時を偲ぶことが困難な状況になりつつある。これらのことから、交通規制、周辺建物の高さや色の規制、文化財保存活用に向けての啓発、PR、担い手育成、保存組織の育成などハードとソフトの面での支援を推進する。建築物の高さ、形態、意匠等の誘導にあたっては景観法に基づく景観計画を策定し、法的な根拠に基づいて行う。

指定文化財周辺の環境を保全するためには、開発地域との間に一定の緩衝地帯を設定することが求められる。そのためには、都市計画法や建築基準法に基づく基準づくりが必要であり、都市計画課、建築住宅課、文化課等関係部署が連携し取り組んでいく。

#### 文化財の防災に関する方針

国指定文化財の中には、消防法の規定に基づき各種設備の設置を義務付けられているものもあり、必要な設備は整備されているものの、適切な維持を図りつつ更なる設備の充実に努める。県・市指定については、消防法の規定に準じた取り扱いとする。

指定文化財建造物のほとんどが木造であり、火災に対して脆弱であることから、

適正な管理や見回り・啓発などの予防活動に努める。

自主防災組織の結成を推進し、地震への対策も含めた防災体制の検討を進める。全国統一文化財防火デーに併せて防火訓練を実施し、文化財に関する防災意識を高める。



【防火訓練】

文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

啓発冊子、パンフレットを作成し配布する。

また、各種講座、講演会、発掘調査現場説明会等を開催し文化財とふれあう機会を創出する。

特に、町並保存地区については、ワークショップの開催等により建物等の修理・修景についての市民の啓発に努める。

また、市内の伝統文化や工芸技術等の活動に重点を置いたデータベース化に取り組み、市民に知ってもらう機会を増やし、結果的に文化や技術の継承・育成につながるよう努める。

なお、平成 20 年 3 月には、合併に伴う新津山市域の指定文化財の周知と保護啓発のため、国・県・市指定の文化財をとりまとめた『津山市の文化財』を刊行した。

埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

現在、市内には 2,195 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。時代別では古墳時代が最も多く 1,391 箇所、室町時代の 251 箇所、弥生時代の 231 箇所と続く。

埋蔵文化財包蔵地内での開発にあたっては、極力包蔵地を避けるよう指導するが、やむを得ない場合は事前に発掘調査を実施し、発見された遺構などについては、現地保存に努める。さらに、包蔵地以外の場所にあっても、新たな発見があった場合は、開発事業者等にできる限りの理解を求めるなど、保存のための協議を行うことに努める。

また、近世の遺跡については、現地調査、文献資料等により遺跡の性格、内容等を把握し、埋蔵文化財包蔵地として取り扱うことを検討する。

発掘調査は、津山市教育委員会文化課の職員が担当している。

詳細は平成 20 年 3 月、文化庁から示された「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）」に準拠し、適正な埋蔵文化財保護行政を推進する。

埋蔵文化財包蔵地の照会は、津山市教育委員会文化課以外に、岡山県のホームページでも検索することができる。

文化財の保存・活用に係る津山市教育委員会の体制と今後の方針

津山市の文化財保護担当部署は教育委員会文化課で、事務所は津山弥生の里文化財



センター内に置かれている。職員は正職7名、非常勤嘱託3名の計10人で運営している。

新指定等を審議する諮問機関の津山市文化財保護委員会の委員は、津山市文化財保護条例に基づいて学識経験者15名以内で構成され、教育委員会が委嘱する。現在の委員は12名で、専門分野は、歴史学が3名、考古学が1名、建築史が1名、文化全般3名となっており、専門分野の委員以外に平成17年に合併した旧町村から各1名の委員を選出している。任期は2年であり、引き続きこの体制で津山市の文化財保護行政を推進していく。



【文化財保護委員会現地視察】

文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財保護に関する団体としては「美作の自然と文化財を守る会」がある。今後、文化財愛護少年団の再結成など、文化財保護団体の設立について働きかけていく。

現在、市内に観光ボランティアガイドは1団体ある。それぞれ津山市観光協会に事務局を置き、観光客の要請に応じて案内業務を行っている。平成19年度実績では、延べ275人が案内業務に参加したが、ガイドの高齢化と後継者の育成が課題となっており、今後、課題の解消に向け検討を行うこととしている。まずは、文化財を保存・活用するこれらの各種団体については、活動への助成、情報提供、研修等を通じて支援をしていく。

また、小学校区を単位とした地域活動組織やNPO、地区のまちづくり組織などと行政が協働し、歴史的風致を活用したまちづくりを進める。

#### 4 - 1 - 2 重点区域に関する事項

文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

【保存・活用の現況】



【岡山県立津山高等学校本館】

重点区域内には、国指定 7 件、県指定 14 件、市指定 31 件の指定文化財と 9 件の登録有形文化財、1 件の登録記念物及び 1 件の重要伝統的建造物群保存地区がある。

国指定で建造物関係は、総社本殿、鶴山八幡宮本殿、箕作阮甫旧宅、津山高等学校本館、本源寺の 5 件である。この内、岡山県立津山高等学校（旧岡山県津山中学校）本館以外は、すべて保存修理工事を行っている。

県指定で建造物関係は、徳守神社社殿、鶴山八幡宮拝殿・釣殿及び神饌所並びに末社薬祖神社社殿、妙法寺本堂、愛染寺鐘楼門、仁王堂、本源寺津山藩主森家一門墓附参道、石灯籠そして津山だんじり 28 基である。この内、保存修理工事が行われたのは、徳守神社社殿、鶴山八幡宮拝殿、愛染寺鐘楼門、仁王堂及びである。津山だんじりは、年度ごとに計画的に保存修理工事が進められている。



【鶴山八幡宮本殿】

市指定で建造物関係は、千代稻荷神社本殿、大隅神社本殿、同神門、津山洋学資料館（旧館）、妙願寺庫裏及び客殿、徳守神社摂社住吉神社本殿、成道寺山門、妙法寺鐘楼、八出天満宮本殿である。この内、保存修理工事が行われたのは大隅神社本殿、八出天満宮本殿である。なお、八出天満宮本殿は、平成 24 年に屋根の保存修理工事等が完了している。

岡山県は文化財保護指導委員を委嘱し、毎月重要遺跡のパトロールを実施している。津山市域分は 4 名で、総社本殿、鶴山八幡宮本殿、津山城跡、箕作阮甫旧宅、津山高等学校本館、旧津山藩別邸庭園（衆楽園）を巡回し、報告書の提出を義務付けている。

津山城跡では近隣の児童が学習の一環として訪れることも多く、生きた歴史教材として活用されている。

旧津山藩別邸庭園（衆楽園）は、無料開放されているためか昨今のウォーキングブームを反映して多くの人の散歩姿を見かける。

#### 【今後の具体的な計画】

- ・文化財の特性を生かし積極的な活用を推進するため、文化財を繋ぐルートの整備を行う。
- ・拠点施設の整備を行うとともに、案内板・説明板等を中心として年度毎に順次整備していく。
- ・史跡津山城跡の規模を理解してもらうために、濠にかかる主要道路部をカラー舗装する。
- ・文化財を活用する市民団体の育成や、活動の場の提供などの支援を行う。



【案内板設置状況】

- ・民間所有の指定文化財で一般公開されていないものについては公開を働きかける。
- ・城東や城西をはじめとした町家や武家屋敷の悉皆調査など、必要に応じた調査を実施する。

#### 【国指定文化財の保存及び活用】

史跡津山城跡の保存整備については、平成10年3月に「史跡津山城跡保存整備計画」を策定し、第1期計画として平成29年度までの20年間の事業計画をまとめた。現在もこの計画に基づき、保存整備事業を継続中である。平成16年度には備中櫓復元整備工事、平成18年度には五番門南石垣土塀復元工事、備中櫓周辺整備工事が完成し活用の輪が大きく広がっている。鶴山公園として有料開放されており、年間十数万人が訪れている。



【復元された津山城備中櫓】

旧津山藩別邸庭園（衆楽園）は、平成18年3月に「名勝津山藩別邸庭園（衆楽園）保存管理計画」を策定し、この計画に準じて通常管理を行っている。現在は庭園、御殿の規模を把握するための発掘調査を継続している。無料開放されており、観光客の他に散策する市民の姿も多く見られる。

箕作阮甫旧宅は、昭和51年に解体修理工事を行い無料公開している。年間入館者数は1万人強である。その隣接地で、平成21年に新津山洋学資料館が建設され、箕作阮甫旧宅、新津山洋学資料館、登録有形文化財城東むかし町家が一体となり多くの来訪者が訪れるものと期待されている。

岡山県立津山高等学校本館（旧岡山県津山中学校）は、教室を利用して古い教科書資料を展示している。一般も希望すれば見学することができる。

他に総社本殿、鶴山八幡宮本殿、本源寺があるが、いずれも保存修理工事を行っている。

#### 【県指定及び市指定の文化財の保存及び活用】

県指定及び市指定文化財の保存と活用についても、基本的には国指定に準じた扱いとしている。これまで、県指定では徳守神社社殿、鶴山八幡宮拝殿、愛染寺鐘楼門及び仁王堂が、また、市指定では大隅神社本殿等の保存修理工事が、国・県・市の補助を受けて実施されてきた。

県指定重要有形民俗文化財の津山だんじりは、「津山まつり」で毎年曳きだされている。また、城東地区においては、だんじり保管庫での収蔵展示が行われており、いつでも自由に見学することができ、活用されている。指定だんじりは28基あり、年次的に保存修理が計画されている。

#### 【未指定文化財の保存及び活用】

市内には、指定文化財以外にも指定に値する重要な文化財がまだまだ数多く残され



ている。このため、継続的な調査を実施し、文化財としての保護措置が必要と判断されるものについては指定を行う。また、歴史的風致形成建造物としての指定を目指し、保存と活用を図る。

#### 【伝統的建造物群の保存及び活用】

城東地区の出雲街道沿いの 1.2 km の伝統的建造物群保存地区の決定を目指して、昭和 63 年に町家の悉皆調査を実施した(『津山城東の町並 伝統的建造物群保存対策調査報告書』)。この調査では重伝建の選定に十分なりうるという高い評価を得た。その後、地元の意向を十分把握した上で啓発に努めた結果、伝統的建造物群保存地区として決定され、重要伝統的建造物群保存地区への選定も果たされた。

今後は、津山市城東伝統的建造物群保存地区保存計画に則り、改造や経年による老朽化や破損により歴史的風致に適合しない建築物や広告物の修理修景を進め、保存地区の風致にふさわしい外観への回復を図る。また、地域住民に対し、伝統的建造物をはじめとした地区内の家屋の修理修景に係る経費の補助や、設計相談等の技術的援助といった支援を行い、より一層の保存地区全体の価値の向上に努める。

#### 【伝統文化の保存及び活用】

祭礼行事等の伝統文化の継承・発展を図り、一体的・総合的な保存・活用の推進と地域の活性化を図るため、津山だんじりや大隅神社秋祭り神輿行列、徳守神社の神幸式行列の用具等の整備や、津山だんじりの映像記録等の作成を行う。

#### 【伝統技術の保存及び活用】

横野の和紙については、既に後継者が育っており、確実に伝統技術の継承がなされている。また、地元の児童・園児の紙漉きの体験学習をするなど活用も大いに図られている。作州鎌等の伝統技術の中には、後継者がなく、次世代への技術の伝承が危惧されているものもあるため、近年、新たに技術者が認められた作州緋のように伝統技術の継承が行われるよう働きかけていく。

#### 文化財の修理と現状変更等に関する具体的な計画

津山市は、史跡津山城跡・美和山古墳群の整備の他に、総社宮本殿、中山神社本殿等建造物の保存修理事業に取り組んできた。文化財の保存修理にあたっては、事前調査を十分行い改変部分を極力少なくし文化財としての価値を損なわないようにすることが求められる。

現状を変更する事業の実施にあたっては、指定文化財については、許可等の手続きが必要である。現状変更等の手続きは、国指定は文化財保護法の、県指定は岡山県文化財保護条例の、市指定は津山市文化財保護条例に基づいて行う。市指定の文化財の場合は、現状変更承認の申請書が提出された場合、文化財担当職員は事実関係を調査しそれぞれの文化財保護委員会に諮問し、承認すべき旨の答申が得られれば変更を認

める。復元整備の場合も同様の取扱いとする。

なお、修理等の実施に当たっては、必要に応じ関係機関と連携を図ることとする。

#### 【国指定文化財の修理と現状変更に関する計画】

##### 史跡津山城跡

史跡津山城跡の保存整備事業は、平成 8 年度から津山市の単市事業でスタートし、平成 11 年度からは国・県の補助事業として現在も継続中である。当面の事業内容は、大手筋の門跡の発掘調査、天守曲輪周辺整備、通路整備が中心となる。第 1 期計画として、平成 29 年度までを予定しているが、現状変更の許可は年度毎に申請している。

各年度の事業内容は、年 2 回開催される史跡津山城跡整備委員会の承認が必要となる。史跡津山城跡整備委員会は史跡津山城跡整備委員会設置要綱に基づき、学識経験者 10 名以内で構成され、市長が委嘱する。学識経験者は古代史、造園、建築、考古及び近世の専門家から委嘱される。



【津山城跡保存整備事業】

整備委員会で承認された事業内容については、事前に県・文化庁と協議し現状変更の手続きを取るようになっている。今後も現在の形態を継続したい。

また、三の丸にある津山市立動物園は長い間市民に親しまれてきたが、開園当時に比べて動物数も大きく減り、空園舎が目立つようになったことから、園舎の撤去等を行い、往時の城郭の再現を進め、城下町津山の中核施設として歴史的風致の維持向上を図ることとする。

##### 旧津山藩別邸庭園（衆楽園）

平成 18 年 3 月に策定された「名勝津山藩別邸庭園（衆楽園）保存管理計画」に沿って管理を進めている。修理が必要になるのは建造物が中心になる。園内の建造物は一通り保存修理が終了しており、現在は急を要する状況にはないが、清涼軒は植物性屋根が薄く葺かれているため短期間での保存修理が必要である。



【旧津山藩別邸庭園（衆楽園）】

数年前の大型台風により北側を中心に多くの樹木がなぎ倒されたが、この跡地には学識経験者の指導を受けて植樹をし、景観の再生を待っているところである。

建造物の保存修理、樹木の伐採・植樹等いずれも現状変更の対象であり、変更範囲

を極力小さく納めることと、名勝としての景観への配慮に努めている。平成 21～24 年度において、庭園植栽の保存整備や池堆積土砂撤去等適切な維持管理を行う（詳細は 148 項）。

#### その他の国指定文化財

その他の国指定文化財には、総社本殿、鶴山八幡宮本殿、箕作阮甫旧宅、津山高等学校本館、本源寺があるが、津山高等学校本館以外は、すべて保存修理工事を行っており、急に保存修理を必要とするような状況にはない。

#### 【県指定文化財の修理と現状変更に関する計画】

県指定文化財には、徳守神社社殿、鶴山八幡宮拝殿・釣殿及び神饌所並びに末社薬祖神社社殿、妙法寺本堂、愛染寺鐘楼門、仁王堂及び本源寺津山藩主森家一門墓附参道、石灯笼そして津山だんじり 28 基がある。この内、徳守神社社殿、鶴山八幡宮拝殿、愛染寺鐘楼門、仁王堂は、保存修理工事が行われている。津山だんじりは、年度ごと計画的に保存修理工事が進められている。

今後、保存修理が急を要するような状況にはないと思われるが、震災等予測できない事態が発生し文化財が毀損したような場合は、県教育委員会と協議して、保存修理のための現状変更手続きを取る。

#### 【市指定文化財の修理と現状変更に関する計画】

市指定文化財には、千代稻荷神社本殿、大隅神社本殿、同神門、旧妹尾銀行林田支店、妙願寺庫裏及び客殿、徳守神社摂社住吉神社本殿、成道寺山門、妙法寺鐘楼、八出天満宮本殿、苅田家住宅及び酒造場の建造物がある。この内、保存修理工事が行われたのは大隅神社本殿、旧妹尾銀行林田支店、成道寺山門、八出天満宮本殿である。

八出天満宮本殿の整備については、鉄板葺の屋根の腐食が進み、雨漏りが見られるため、平成 23 年度に本殿屋根の解体修理を行った。この保存修理工事は、地元が強く望んでいたため、地元では保存修理工事にむけて資金調達が進められ、拝殿等の周辺も整備される工事に拡大した（詳細は 142 項）。

保存修理工事は、現状変更行為に当たるため、地元とよく協議して、津山市文化財保護委員会の指導を仰ぎながら実施する。

なお、城東伝統的建造物群保存地区の核となる苅田家住宅及び酒造場については、街道沿いの庇の連続する町家群全体を一体の町家群として位置づけ保存活用を検討していく。

また、市指定文化財ではないが、平成 24～26 年度に武家屋敷である旧田淵邸（詳細は 138 項）、平成 22～23 年度に津山城跡の宮川門跡石垣（詳細は 140 項）、平成 25～27 年度に京橋門跡石垣（詳細は 141 項）についても保存整備事業を実施する。

### 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

個々の文化財だけでなく、それらを有機的に結び地域全体の文化的価値を高めるため、周遊路の整備を行う。周遊路にかかる重点地区においてはスポット整備をする。スポット整備には、説明板、案内表示板、便益施設、休憩所、ベンチ等の配置を検討する。特に、城東地区には出雲街道を中心に多くの歴史的遺産があり、これらを線で結ぶことにより付加価値の高い歴史的風致空間が形成される。

津山洋学資料館は新館に移転したため、跡地の活用について検討委員会を設置し議論を重ねている。

新津山洋学資料館の入口部分には、公衆用トイレ、休憩所、案内所を併設し、出雲街道に面した城東地区の拠点施設として、多くの利用を見込んでいる。

登録有形文化財である旧中島病院本館は、歴史遺産の再生・活用による新たな情報拠点、まちづくり拠点として、平成21年8月にオープンとなった。

### 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財の周辺地域は、指定地域外であることから文化財保護行政からの規制は難しいが、そのままにしておくことと両者の間に大きな違和感が生じる。

この解決のために都市計画法や建築基準法等による都市計画行政からの積極的な取り組みが必要である。文化財と文化財を阻害している要因との間に緩衝地帯を設ける等の手法があるが、これらの手法を推進していくためには、景観計画策定等の新たな規制や事業手法が必要である。

例えば、重点区域内にある国指定史跡箕作阮甫旧宅、登録有形文化財城東むかし町家一帯の環境を保全するため、建築物、工作物等の規模、形態、色彩の制限等を含んだ景観計画の策定や無電柱化、出雲街道側溝の修復等により環境を保全・改善する。

また、箕作阮甫旧宅を含む城東地区の出雲街道沿線を「城東町並保存地区」に指定し、町家の修理、修景又は復旧について助成を行い歴史的景観の保全に務める。

多くの歴史的建造物が存在する重点地区内で、歴史上価値の高い建造物が来街者に分かりやすいように案内板を設置する（詳細は153項）。

### 文化財の防災に関する具体的な計画

名勝「旧津山藩別邸庭園」衆楽園を除く国指定文化財については報知設備、消火設備等の防災設備を設置しており、毎年防災設備の保守点検を実施している。県指定、市指定の建造物についても、消防法の規定により自動火災報知機を設置するとともに、重要文化財（建造物）等に準じて消防設備等の設置を進める。

全国統一文化財防火デーにあわせて、防火訓練を行っている。毎年、実施地区を変え、地元消防団の



【防火査察】



防火訓練と地域住民の防火意識の向上に努めている。

重点区域は木造建築が連続する町並みが多いため、火災等による重大被害が懸念される。そのため各地域の自主防災組織の育成支援等に努め、さらに、火災予防の啓発、消火訓練、高齢世帯等への見回りなどを通じ、火災発生を防ぐ取り組みに努める。

また、消防法の規定に基づき各種設備の設置を義務付けるとともに、適切な維持を図りつつ更なる設備の充実に努める。

文化財の保存及び活用の普及啓発に関する具体的な計画

津山城跡をはじめ、発掘調査で貴重な遺構や遺物が出土した場合、一般市民を対象に現場説明会を開催し、調査成果を公開する。

建造物等の復元、保存修理事業のうち可能なものにあつては、各工程の中で重要と思われる時期に現場説明会を開催する。例えば、備中櫓の復元整備工事では、計3回開催し1,350人の見学者があつた。

津山弥生の里文化財センターでは、年6回土曜日の午後、一般市民を対象に「美作考古学談話会」を開催し、考古学を中心とした話題をテーマにして談話会を開催している。

毎年、『津山市文化財調査報告会』を開催し、その年度の調査成果を広く市民に還元するとともに、講演会を開催し文化財意識の向上に努めている。

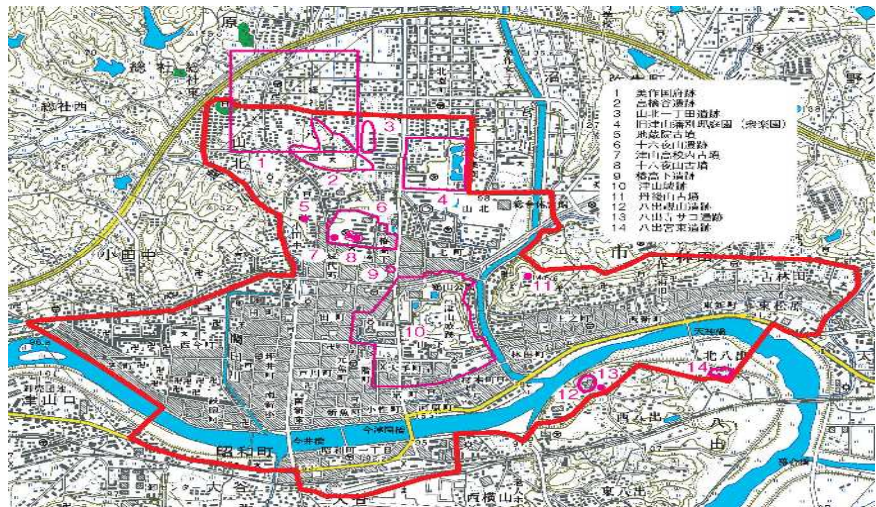
地域の社会教育活動における文化財に関する講座の開催等、各種機会を通じ、重要文化財、埋蔵文化財等の取り扱いに関する啓発に努めている。

県指定の28基を含む重点区域内で約40基が出動する津山だんじりは、神輿と共に津山城下や津山駅周辺を統一行動するなど町並みと一体となった歴史的風致を形成している。この伝統文化を継承するために、だんじりの必要な保存・修理を行うと共に記録映像の作成にも努める。

現在、津山だんじりは、城東地区の4基を除いて祭り以外の日には見学することができない。例えば、これを日常的に公開することで、市民に対して保存と継承の重要性を啓発することもできる。また、保存庫のあり方についても問題点が指摘されている。これらだんじりが抱える様々な問題点についてあらゆる角度から検討を行う（詳細は145項）。

## 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

史跡津山城跡では、保存整備事業に伴い平成9年度から毎年発掘調査を継続している。史跡津山城跡の指定面積は91,110㎡で、本丸、二の丸、三の丸の全域を含んでいる。この地域に城郭を構成する石垣は基本的に包括されているが、今後の調査等で史跡の範囲に係る新たな発見があった場合は適切な保護を図る。



【重点区域内埋蔵文化財包蔵地】

また、旧津山藩別邸庭園（衆楽園）においても例年調査を継続し基礎資料を蓄積している。津山城跡関連の埋蔵文化財の取扱いとしては、原則として濠の内側を対象としている。この地域での開発行為は、すべて文化財保護法で定めるところの発掘調査の届出が必要となる。

その他の地域の埋蔵文化財は、包蔵地として保護を図ることを基本とするが、開発等でどうしても保存できないものについては事前に発掘調査を実施する。

## 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

文化財保護に関係する団体としては「美作の自然と文化財を守る会」がある。以前、文化財愛護少年団が数団あったが、現在は活動してないので、再結成にむけて働きかける。

現在、市内には観光ボランティアガイドが3団体あるが、ガイドの高齢化と後継者の育成が課題となっている。津山郷土博物館友の会、津山洋学資料館友の会にも働きかけガイドを育成して行く必要がある。

文化財を保存・活用するこれらの各種団体については、活動への助成、情報提供、研修等を通じて支援を行っていく。

#### 4 - 2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

歴史的風致の維持向上施設の整備については、津山城跡を中心に残っている城下町時代の歴史的風致を形成する建造物、町並みと一体となって歴史的風致を形成している民俗文化財、歴史的風致や景観と調和した都市公園や道路、回遊性を向上させるための案内板等について必要な整備を行う。なお、整備の実施に当たっては必要に応じ関係機関と連携を図ることとする。また、歴史的風致の維持向上施設の管理については、現在構築されている歴史的風致が損なわれないように適切な維持管理を行うこととする。具体的な事業内容については以下に示すとおりとする。

##### 歴史的風致を形成する建造物等に関する事項

津山城跡を中心に、森家、松平家の城下町時代の歴史的な建造物が数多く残り、文化財や人々の活動と一体となって歴史的風致を形成している。

それらについては、歴史的風致が損なわれないよう適切な維持管理を行うとともに、必要な修理・復元を行う。

##### 史跡津山城跡保存整備事業

【実施主体】津山市

【事業期間】平成10～29年度

【事業手法】史跡津山城跡史跡等・登録記念物保存整備事業

【位置】津山市山下地内

【事業概要】史跡津山城跡の保存整備

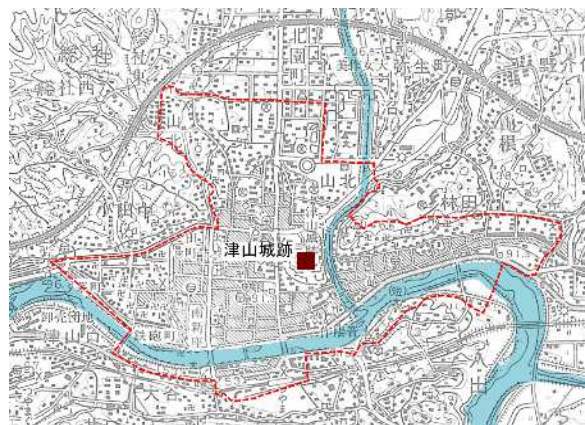
【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

昭和38年に国の史跡に指定された津山城跡は、津山だんじり等の活動の場である「津山城跡周辺地区」の核となる建造物であり、整備により歴史的風致を維持向上する。

津山城跡の一層の保存と活用を進めるため、平成10年3月『史跡津山城跡保存整備計画』を策定し、以下の事業に取り組んでおり、この計画で唯一の復元事業である備中櫓の復元整備工事は、平成17年3月に竣工している。

##### 虎口通路整備

冠木門から本丸に至る通路及び本丸から裏下門に至る通路について、往時の景観を復元する。そのために、樹木の整理、石段の修復、土砂の除去、既設物の撤去を行う。



【位置図】



## 石垣修理

崩落の危険がある石垣は基本的に解体、積直しを行う。

### 既存樹木整備

さくら、もみじは可能な限り保全し、南はさくら、北はもみじを主体とした現状を維持するが、景観を阻害しているもの、石垣に悪影響を与えるもの、整備工事に支障をきたすものは整理する。

### 既存占有物の撤去

廃城後に設置された占有物は基本的に撤去する。

### 展示説明計画

案内標識、説明板、ガイダンス施設の設置、本丸御殿の遺構表示を行う。

これらの事業が完了すれば、往時の津山城の景観が甦り、多くの市民をはじめとする来訪者の学習の手助けになる。また、津山城下町の中心に位置し長年市民に親しまれてきた津山城の偉容を知らしめることにもなり、津山市の歴史的風致の維持向上に大きく寄与する。



【本丸五番門南石垣（修復前）】



【本丸五番門南石垣（修復後）】

## 武家屋敷修理活用事業（旧田淵邸）

【実施主体】津山市

【事業期間】平成24～26年度

【事業手法】社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【位置】津山市田町地内

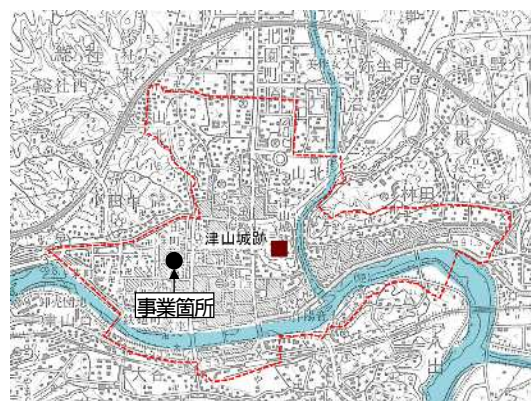
【事業概要】旧田淵邸の長屋門の整備

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

旧田淵邸の長屋門は、津山だんじり等の活動が行われる市街地内に位置し、武家屋敷の風情を見せる歴史上価値の高い建造物であり、長屋門の整備により歴史的風致を維持向上する。

天保14年(1843)頃建てられたもので、往時の姿をよく残しており、武家屋敷の長屋門として貴重なものである。

城下町の4要素（城跡、社寺、町家、武家屋敷）の一つとして、武家屋敷を後世に



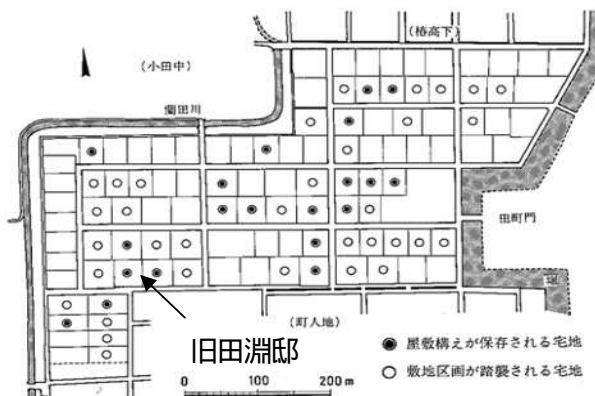
【位置図】



継承するために、長屋門の保存・再生に取り組むとともに長屋門周辺の母屋等についても長屋門と一体的な活用が可能となるよう整備して広く一般に公開することにより、往時の状況を一層醸し出し、城下町津山の中核的な施設として、津山市の歴史的風致の維持向上に寄与する。



【旧田淵邸 長屋門】



### 苅田酒造修理事業

【実施主体】苅田酒造

【事業期間】平成25～30年度

【事業手法】社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【位置】津山市勝間田町地内

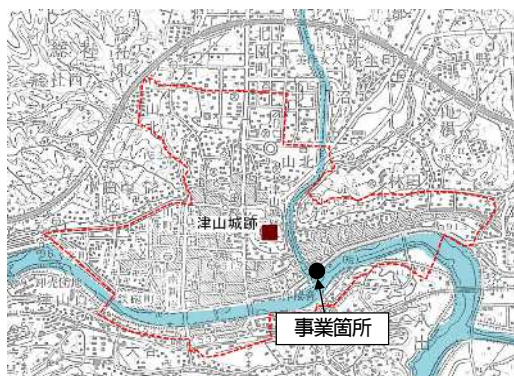
【事業概要】母屋及び酒蔵の解体修理

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

城東地区の出雲街道沿いにある苅田酒造は、「城東伝統的建造物群保存地区」の核となる建造物であり、解体修理等により歴史的風致を維持向上する。

苅田酒造は、宝暦8年（1758）創業の古い歴史を誇る造り酒屋であるため、酒造りを伝承する拠点として活用するための整備を行う。

老朽化により周辺の景観と不調和であるため、解体修理を行って往時の状況を一層醸し出し、津山市の歴史的風致の維持向上に寄与する。



【位置図】



【苅田酒造】

## 宮川門跡地整備事業

【実施主体】津山市

【事業期間】平成22～23年度

【事業手法】歴史的環境形成総合支援事業

【位置】津山市山下地内

【事業概要】石垣の修理・復元

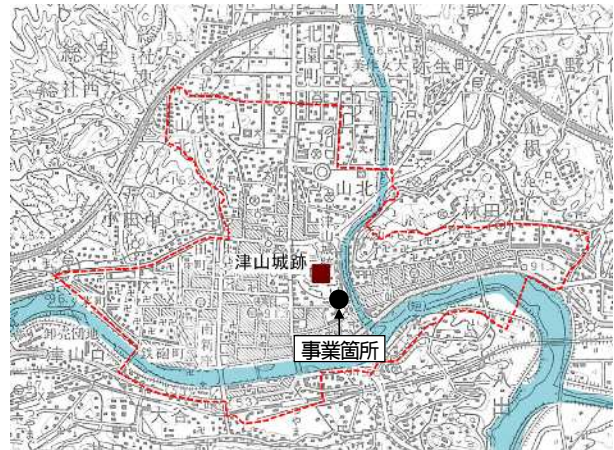
【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

宮川門跡地は、津山だんじり統一コースの集結地点である津山観光センターの近傍にあり、石垣の修理・復元により歴史的風致を維持向上する。

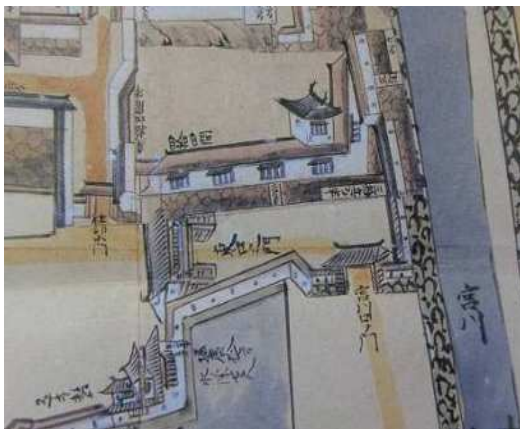
津山城の外周には堀と土塁がめぐらされ、宮川門、京橋門、二階町門、田町門、作事門、北門の6箇所の門が設けられており、宮川門石垣は、宮川門の北側に位置し、武士の邸宅の南端の石垣に相当し、東西約60mの規模であった。

また、松平宣富をはじめ歴代藩主やその家族が度々、津山城の一角の「赤座屋敷」から祭り（津山だんじり）を見物し、第5代藩主・康哉は宮川門を開け城内に引き入れ、第8代藩主・斉民は城内で祭りに加わるなど、津山のまつり文化とも密接につながる場所でもあった。

経年の結果、石垣にふくらみが生じており、修繕により当時の状態に復元する（長さ20m、高さ2.4～3.3m）ことにより、往時の風情を一層醸し出し、また、津山のだんじり文化とも一体となって、津山市の歴史的風致の維持向上に寄与する。



【位置図】



【宮川門絵図】



【宮川門跡地石垣】



## 京橋門跡地整備事業

【実施主体】津山市

【事業期間】平成26～28年度

【事業手法】社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【位置】津山市大手町地内

【事業概要】土地購入、石垣や土塁の修理・復元

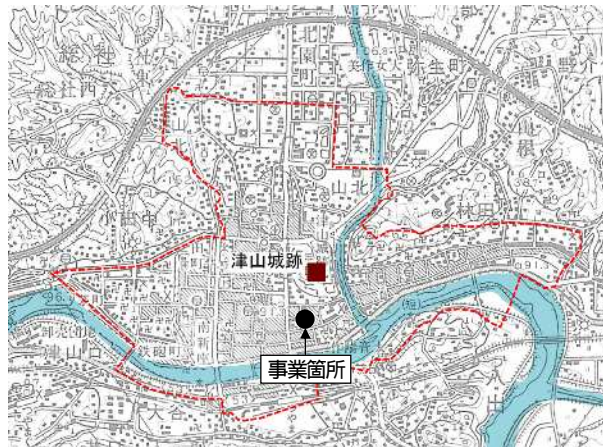
【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

京橋門跡地は、津山だんじり統一コースの集結地点である津山観光センターの近傍にあり、整備により歴史的風致を維持向上する。

津山城の外周には6箇所の門があり、城下の中心に位置する京橋門は大手口とされた。京橋門枳形西側の石垣と土塁の一部が残り、津山城の外周遺構を確認できる唯一の場所として、市の文化財（記念物）に指定されている。

一方で、市街地中心部であるため、その存在が分かりにくいことから、隣接地を取得して、石垣を覆い隠している建物を撤去して、遺跡公園として整備を行うものである。

津山まつりのだんじりの巡行コースでもあり、整備により往時の雰囲気を一層醸し出し、津山市の歴史的風致の維持向上に寄与する。



【位置図】



【京橋門絵図】



【京橋門跡地石垣】

### 八出天満宮本殿修理事業

【実施主体】地元総代会

【事業期間】平成23年度

【事業手法】社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【位置】津山市八出地内

【事業概要】本殿の屋根の解体修理

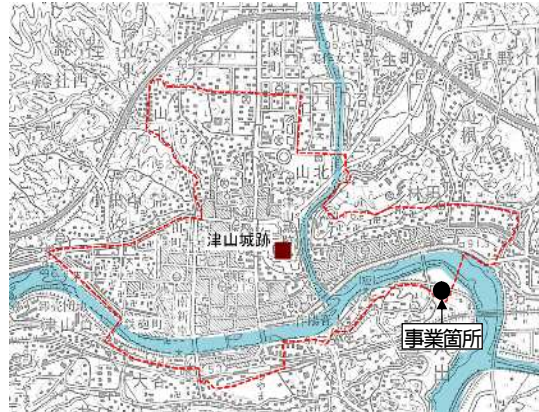
【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

八出天満宮は、城下町時代から広く参拝され厚い信仰を集めており、屋根の解体修理等により、歴史的風致を維持向上する。

八出天満宮本殿（市指定重要文化財）は、寛永14年（1637）に森忠政が再建し、森長継の時代に修復された。

城下町として発展した城東地区と吉井川をはさむ対岸に位置し、城下町時代から多くの人々が参拝に訪れ、現在も、日常生活の中でも地元の暮らしに溶け込み、学問の神様菅原道真を祀る神社として多くの人々が参拝する。

細部形式は全体に古式を留めているが、屋根が老朽化してきたため解体修理を行うことにより、往時の状況を再現し、市街地の歴史的風致の維持向上に寄与する。



【位置図】



【八出天満宮本殿】

### 旧妹尾銀行林田支店修理活用事業

【実施主体】津山市

【事業期間】平成24～27年度

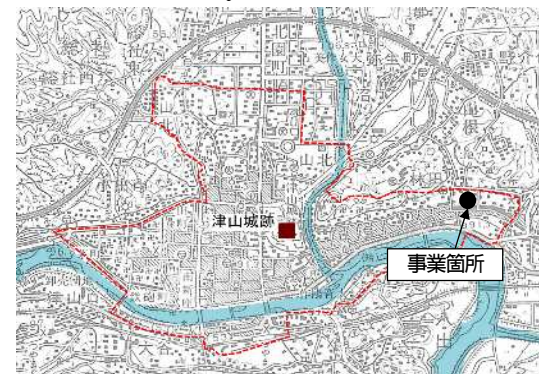
【事業手法】社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【位置】津山市川崎地内

【事業概要】資料館の整備

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

旧妹尾銀行林田支店は、大正9年（1920）に建設され、昭和53年から平成21年まで津山洋学資料館（旧館）として活用されてきた出雲街道沿道の核となる建造物である。老朽化した屋根の



【位置図】



修理等を実施し、活用することにより歴史的風致を維持向上する。

老朽化により周辺の景観と不調和であるため、整備を行って往時の状況を一層醸し出し、津山市の歴史的風致の維持向上に寄与する。



【旧妹尾銀行林田支店】

### 城東町並保存事業の重点化

【実施主体】津山市

【事業期間】平成21～25年度

【事業手法】まちづくり交付金

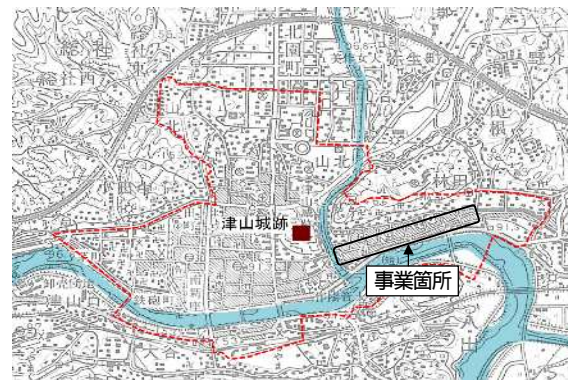
社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【位置】城東町並保存地区（出雲街道沿線・約1,200m）

【事業概要】建造物の修理や修景又は復旧に対して助成

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

津山だんじりや伝統産業（酒造、鍛冶）の活動の場である、出雲街道「城東町並保存地区」の町家の修理・修景又は復旧等について、これまで「津山市町並保存対策補助金要綱」に基づき、市単独事業で助成を行ってきた。この度、歴史的風致維持向上計画の認定を契機に重点補助を行い、城東町並保存地区の修理・修景等の促進を図ることで、歴史的風致を維持向上する。



【位置図】



【実施前】



【実施後】

伝統的建造物群保存地区決定に関する取り組み

【実施主体】地元（城東地区）津山市

【事業期間】平成21～23年度

【事業手法】市単独事業

【位置】城東町並保存地区

【事業概要】講演会、研究会、ワークショップ等

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

火災や老朽化等による町並みの連続性の欠如、歴史的な価値を残す修理・修景件数の減少等、城東地区の歴史的な町並みの保存の抱える課題の解決を図る。

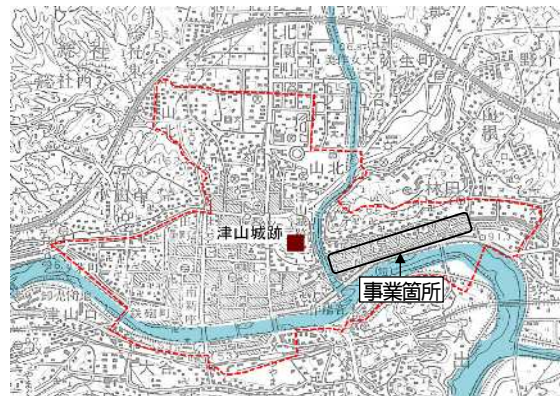
城東地区では、昭和56年の奈良国立文化財研究所による町家の調査、昭和62年の「城東町並重点保存地区」284件の住民意向調査が実施され、「出雲街道復元計画」が策定された。また、昭和63年には「伝統的建造物群保存

対策調査」（奈良国立文化財研究所）が実施され、旧街道沿い1.2kmの区間約270戸の家屋のうち約160戸の歴史的な建物が残っていることが明らかになった。

しかしながら当時は、昭和62年の住民意向調査で、多くの住民が「保存に同意するが、文化財保護法の「伝建」の法的制約を受けない方向で保存を望む」という意向を示したことから、津山市独自の町並み保存制度「津山市町並保存対策補助金交付要綱」を策定し補助してきた。

近年、地域から再び、伝建設定についての意見があり、平成20年には地域主催の研究会等を実施した。

城東地区は、だんじり、伝統産業（酒造、鍛冶）洋学文化等の多くの活動が継承されていることから、歴史的な町並みの一層の保存と歴史的風致の維持向上を図るため、当初検討の1.2kmにこだわらない一部指定も含め、今後さらに研究を行っていく。



【位置図】



【中之町の大曲り】



【国信小路】

## 民俗文化財の保存・継承に関する事項

県指定重要有形民俗文化財 28 臺をはじめ、重点区域内で約 40 臺が活動する津山だんじりは、神輿と共に、津山城下や津山駅周辺を統一行動するなど、町並みと一体となった歴史的風致を形成している。

それら伝統文化について、歴史的風致を損なわないよう適切に維持管理し、必要な修理・復元を行うとともに、活用に努める。

### 津山だんじりの保存・継承事業

【実施主体】津山市

【事業期間】平成 21～30 年度

【事業手法】ふるさと文化再興事業（地域伝統文化伝承事業）  
文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業  
市単独事業

【位 置】重点区域全域

【事業概要】用具等の整備、映像記録等の作成

文化財の名称	保存団体	事業内容
大隅神社 秋祭り神輿行列	大隅神社	用具等の整備
津山だんじり 龍輦臺	福渡町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 簾珠臺	宮脇町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 隼臺	新職人町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 鰻若臺	西今町 町内会	用具等の整備
津山だんじり	津山だんじり保存会	映像記録等の作成
徳守神社の神幸式行列	神幸式行列保存会	用具等の整備
津山だんじり 龍鷹臺	東新町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 勢龍楼	中之町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 龍珠臺	坪井町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 紅葉臺	京町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 桜若	河原町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 麟龍臺	船頭町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 雙龍臺	吹屋町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 群龍臺	戸川町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 鳳凰臺	古林田 町内会	用具等の整備
津山だんじり 龍宝臺	西新町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 東雲臺	堺町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 鯨若臺	小性町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 麒麟臺	元魚町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 龍虎臺	下紺屋町 町内会	用具等の整備
津山だんじり 鶴龍基	二階町 町内会	用具等の整備





【西今町 鰻若臺】



【河原町 桜若】

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

津山の固有の歴史や伝統を反映した津山だんじりそのものの整備を行い、歴史的風致を維持向上する。

森忠政が1604年徳守神社を再建以降始まった祭礼を起源とする津山だんじりは、県指定重要有形民俗文化財が28臺あり、津山まつりの際には、徳守神社・大隅神社の約35臺が、旧城下町を中心に、歴史上価値の高い建造物が残る市街地を練り、津山藩主が祭りを楽しんだ津山城跡の南、赤座屋敷の跡付近に集結する。

また、だんじりは町内会単位で継承され、出勤にあたっては各町内で毎年半年近く準備を行う。

このように、だんじり自体が高い歴史的価値を持つとともに、出勤までの町内の取り組み、だんじりが練る歴史的な町並み等が一体となって、津山らしい歴史的風致を形成している。

今回、だんじり等の伝統文化の適切な維持管理を行い、だんじりの保存・継承と、歴史的風致の維持向上を図る。

津山だんじりの保存・活用検討

【実施主体】津山市

【事業期間】平成21～24年度

【事業手法】市単独事業

【位置】市内各所

【事業概要】津山だんじり保存・活用計画検討

【施策が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

押し役（子供の介添え役）等の底辺の拡大、後継者の育成等、津山だんじりの保存・継承の抱える課題の解決を図るため、津山だんじりの保存・活用計画を検討する。

県指定重要有形民俗文化財に指定されただんじりをはじめ、だんじりがよりよい環境の中で保存されることはもちろんのこと、広く市民に公開し、市民が日常的にだんじりに触れ合うことで保存・継承への理解を深め、さらに城下町津山の市街地環境の質を高めるよう、だんじり保管庫のあり方も含め、活用について検討する。



【坪井町のだんじり】



## 都市公園の維持及び整備に関する事項

歴史的風致を形成する城跡や庭園のうち、都市公園として整備・管理されているものについて、公園施設の工事や適切な維持管理を行う。実施にあたっては、歴史的風致と調和した景観形成に努めるとともに、市民の様々な活動や憩いの場となるよう整備する。

### 鶴山公園 三の丸整備事業

【実施主体】津山市

【事業期間】平成21～24年度

【事業手法】歴史的環境形成総合支援事業

社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）

【位置】津山市山下地内

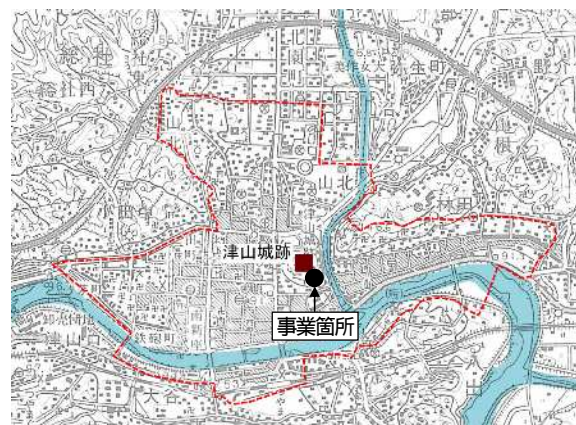
【事業概要】三の丸整備（既存建物撤去、動物園空園舎撤去、広場整備）

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

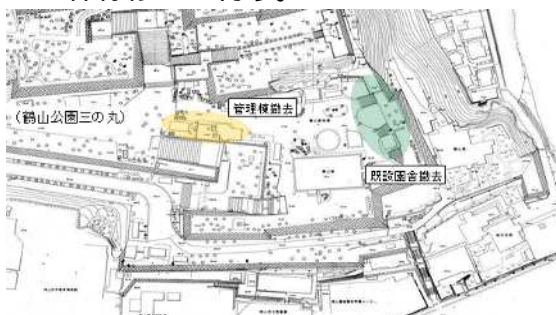
鶴山公園は史跡津山城跡（約9.1ha）の内、約8.5haの面積を占める特殊公園（歴史公園）である。平成10年策定の「史跡津山城跡保存整備計画」では、第1期計画（平成10年から29年まで）において、文化庁の補助事業とそれ以外の事業で実施するとされており、整備により歴史的風致を維持向上する。

三の丸にある昭和38年に開園した津山市立動物園は長い間市民に親しまれてきたが、開園当時に比べて動物数も大きく減り、空園舎が目立つようになったことから、園舎の撤去等を行い、往時の城郭の再現を進め、城下町津山の中核施設として歴史的風致の維持向上を図る。

また、園舎の隣には旧藩校の鶴山館が立地するが、老朽化が進んでおり、将来的には保存修理を行う。



【位置図】



【三の丸整備平面図】



【動物園空園舎】

### 鶴山公園 樹木保存整備事業

【実施主体】津山市

【事業期間】平成22年度

【事業手法】歴史的環境形成総合支援事業

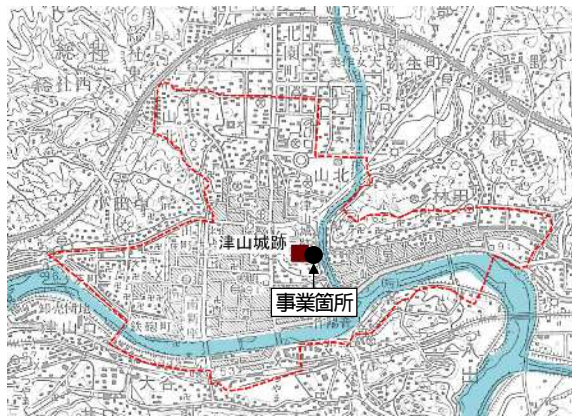
【位置】津山市山下地内

【事業概要】桜の植樹、斜面の自然樹木の伐採・法面整備

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

「日本の歴史公園100選」「美しい日本の歴史的風土準100選」にも選ばれた鶴山公園（津山城跡）の桜の保護・補植により、重点地区の核となる建造物の歴史的風致を維持向上する。

また、津山城築城の際にそのまま防御線に取り込んだ急峻な斜面の自然樹木は、城東方面からの主要な景観であるが、荒廃が進み防災上も危険であるため、斜面の自然樹木の伐採や法面整備を行い、歴史的風致を維持向上する。



【位置図】



【津山城跡の樹木伐採・法面整備】

### 衆楽公園（旧津山藩別邸庭園（衆楽園）） 保存整備事業

【実施主体】津山市

【事業期間】平成21～24年度

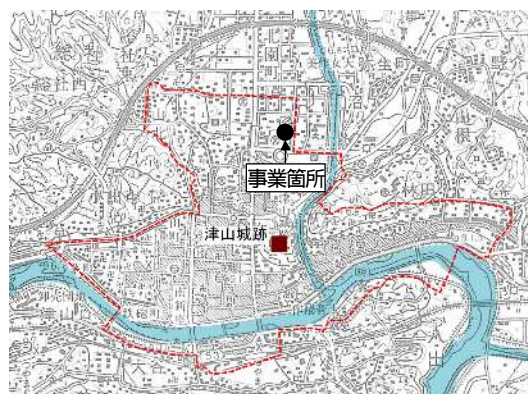
【事業手法】津山市単独事業

【位置】津山市山下地内

【事業概要】庭園植栽の保存整備及び池堆積土砂撤去

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

「曲水の宴・俳句会」の舞台でもある、名勝「旧津山藩別邸庭園（衆楽園）」（明暦3年（1657）津山藩2代藩主森長継が、京都の仙洞御所を模して作らせた大名庭園）について、庭園植栽の保存整備や池堆積土砂撤去等の適切な維持管理により、



【位置図】



歴史的風致を維持向上するとともに、庭園の管理技術の継承につなげる。  
道路、駐車場の整備に関する事項

津山市の歴史的景観を形成する多くの建造物を核として、その景観と調和した道路修景、歩行空間、案内板等を整備し回遊性の向上を図るとともに、適切な維持管理を行い、歴史的風致と調和した景観形成に努める。

#### 津山新洋学資料館周辺 無電柱化事業

【実施主体】津山市

【事業期間】平成21年度

【事業手法】まちづくり交付金事業

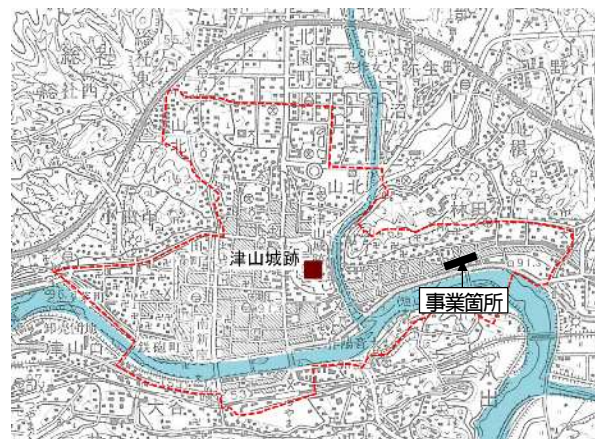
【位置】津山市東新町～西新町地内

【事業概要】電線類地中化および舗装高質化

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

津山だんじりの舞台であり、沿道に酒造や作州鎌等の伝統産業が残り、津山洋学等の活動も行われる出雲街道の整備を行い、歴史的風致を維持向上する。

今回、箕作阮甫をはじめとする津山洋学の拠点として整備中の新津山洋学資料館を中心に、東西約130m区間の電線類地中化と舗装高質化等を行い、箕作阮甫旧宅や城東むかし町家（旧梶村家住宅）などの歴史上価値の高い建造物と一体となった良好な市街地環境の整備を図る。



【位置図】



【城東地区現況】

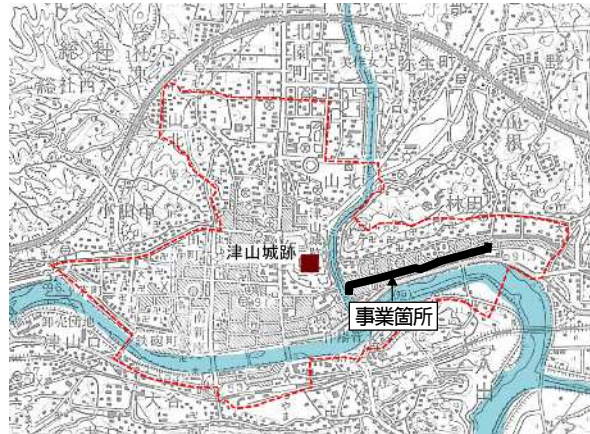


【無電柱化・舗装高質化イメージ図】

出雲街道（城東地区）無電柱化事業

- 【実施主体】津山市
- 【事業期間】平成26年度～
- 【事業手法】市単独事業
- 【位置】津山市橋本町～東新町地内
- 【事業概要】無電柱化
- 【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

津山だんじりや伝統産業の舞台である出雲街道について、新洋学資料館関連区間以外の無電柱化を行い、歴史上価値の高い町並保存地区の建造物と一体となった質の高い良好な市街地環境の整備を図り、歴史的風致を維持向上する。



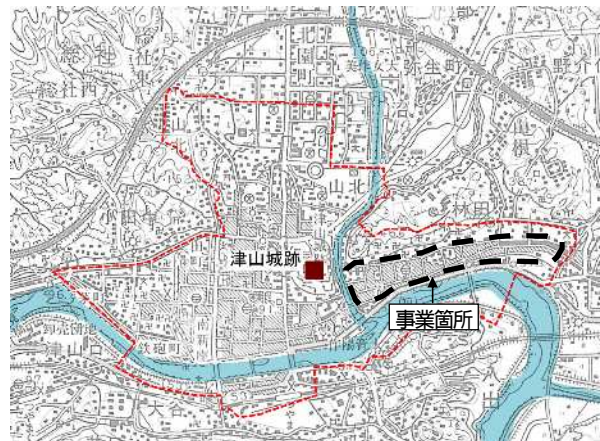
【位置図】

城東地区 道路空間の高質化事業

- 【実施主体】津山市
- 【事業期間】平成21～23年度
- 【事業手法】まちづくり交付金事業
- 【位置】城東地区 出雲街道および細街路
- 【事業概要】舗装高質化
- 【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

歴史上価値の高い町家や寺院群が保存され、津山だんじり等の伝統文化や伝統産業が残る城東地区において、出雲街道や、それと交差する城下町時代の名残を残す細街路の舗装高質化（カラー舗装等）を進める。

これにより、文化財建造物と一体となった城東地区の歴史的風致を維持向上する。



【位置図】



【舗装高質化イメージ図】



【出雲街道と細街路】



城西地区 道路空間の高質化事業

【実施主体】津山市

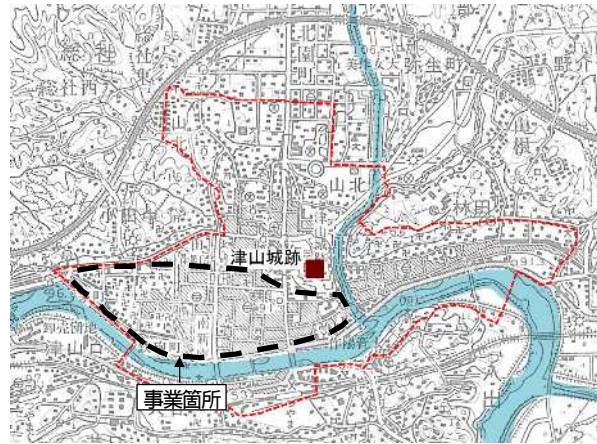
【事業期間】平成21～22年度

【事業手法】歴史的環境形成総合支援事業

【位置】城西地区 出雲街道および細街路

【事業概要】舗装高質化

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】



【位置図】

歴史上価値の高い寺院群や武家屋敷が多く残り、総鎮守徳守神社の氏

子町内のだんじり運行や、西寺町の各寺院の伝統的な活動が行われる城西地区において、舗装の高質化（カラー舗装等）を行い、歴史的風致を維持向上する。

地域内には国の登録文化財、市や県の重要文化財、近代化遺産等も多く、官民協働で城西浪漫館（旧中島病院本館）の保存・活用が進められており、歴史を反映した活動と建造物や周辺市街地が一体となった良好な市街地環境を形成する。



【作州民芸館付近の出雲街道】



【舗装高質化 イメージ】

地図情報板等設置事業

【実施主体】津山市

【事業期間】平成21～23年度

【事業手法】城東地区：まちづくり交付金事業  
その他：歴史的環境形成総合支援事業

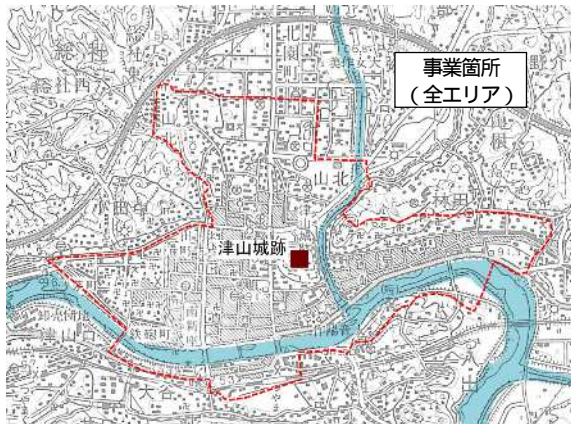
【位置】重点区域全域

【事業概要】地図情報板、案内標識、通り名標示等の設置

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

重点区域内には文化財をはじめ、町家、寺院群等多くの歴史的建造物があり、その中で、歴史や伝統を反映した多くの活動が行われる。

各種の案内施設と一体となって、文化財相互や、駅・バス停・公共施設等と文化財等との安全で分かり易い誘導を行い、市街地の一体性や市街地環境の質を高め、もって歴史的風致を維持向上する。



【位置図】



【地図情報板 イメージ】



【通り名標示 イメージ】

## その他の歴史的風致維持向上施設の整備、管理に関する事項

数多く残る歴史的な建造物の効果的な活用や、建造年次は若干新しいが、それらの建造物と一体となって景観を形成する建造物等の、適切な維持管理や必要な改修により、歴史的風致の維持向上を図る必要がある。

### 案内板等設置事業

【実施主体】津山市

【事業期間】平成21～22年度

【事業手法】歴史的環境形成総合支援事業

【位置】重点区域全域

【事業概要】施設案内板、津山城堀跡標示等の設置

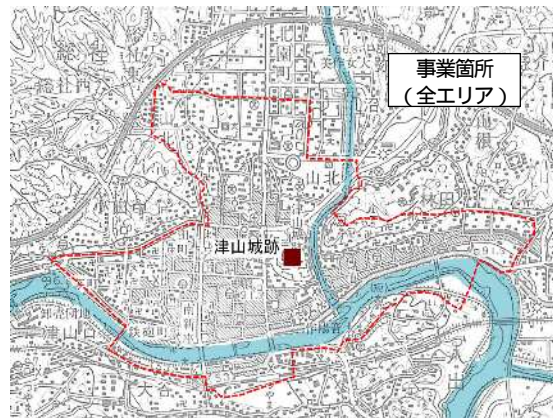
【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

重点区域内には文化財をはじめ、町家、寺院群等多くの歴史的建造物があり、そこは歴史的な風致を醸し出す活動の場でもある。

その中で、歴史上価値の高い建造物やその周辺の市街地について、わかりやすい説明板を設置し、歴史的建造物をはじめ、歴史的風致を維持向上する。



【案内板 イメージ】



【位置図】



その他、歴史的風致の維持向上に資する事項

津山市における歴史的風致の維持及び向上に寄与するソフト施策を展開する。

#### 景観計画策定

【実施主体】津山市

【事業期間】平成21～26年度

【事業手法】歴史的環境形成総合支援事業

社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）

【位置】景観計画区域 市全域

景観計画重点区域 歴史的風致維持向上計画の重点区域他

【事業概要】景観計画策定

（津山城跡、津山城跡周辺及び津山城跡近郊に分けて検討する）

【施策が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

津山の歴史的風致を取り巻く課題の一つである、津山城跡の眺望を遮るような建築物による津山固有の風致の遮断について解決を図り、歴史的風致を維持向上する。

歴史的風致維持向上計画にあわせて、昭和62年以降、歴史的な町並みを活かした景観形成の指針としてきた「津山市景観整備基本計画」を踏まえて、景観法に基づく景観計画の策定を行う。

法的な根拠に基づいて、建築物の高さ、形態・意匠・色彩の誘導等により、歴史的まちなみの保存や城跡の眺望等、城下町津山にふさわしい歴史・文化にあふれた魅力ある都市景観の保全・創造に取り組み、歴史的風致を維持向上する。



#### 屋外広告物等マネジメント事業

【実施主体】津山市

【事業期間】平成21～23年度

【事業手法】岡山県ふるさと雇用再生特別基金事業

【位置】重点区域を中心とした市街地エリア

【事業概要】屋外広告物の景観配慮・高質化に関するマネジメント

【施策が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

津山の歴史的風致を取り巻く課題の一つである、屋外広告物による津山固有の風



致の遮断について解決を図り、歴史的風致を維持向上する。

津山城跡を核に旧城下町の町並みを残す今回の重点区域を中心に、歴史的風致に配慮した屋外広告物の設置や占用物件の高質化を目的に、意向調査、課題の把握(色彩・不統一・乱立等等)、市民・企業・自治体のコーディネート、組織化、デザイン方針の検討等、きめ細かい取り組みを進めることで、歴史や伝統を反映した活動の場であり、歴史上価値の高い建造物等が集積した市街地環境の向上を図る。

#### 城西まるごと博物館・まち歩きマップ作成

【実施主体】城西まるごと博物館フェア実行委員会

【事業期間】平成21年度

【事業手法】市単独事業

【位置】城西地区

【事業概要】まち歩きマップ作成

【施策が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

歴史的風致の維持及び向上に関する基本的方針「小学校区を単位とした地域活動組織と協働による市民活動の啓発」を踏まえて、寺社、武家屋敷、近代化遺産等、数多くの歴史的価値の高い建造物が残り、だんじり等の伝統文化が継承された津山市城西地区において、小学生と高齢者の協働による、地域の個性の再発見や継承の取り組みとして、文化財等をわかりやすく歩くことができるマップを作成する。

この取り組みや作成されたマップの活用を、歴史的風致の維持向上につなげる。



【坪井町のだんじり】

#### まちの総合案内人配置

【実施主体】津山市

【事業期間】平成21～23年度

【事業手法】岡山県ふるさと雇用再生特別基金事業

【位置】重点区域

【事業概要】まち総合案内人(2人)を配置

【施策が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

城東、城西等、観光客や文化活動等に多くの人を訪れるの今回の重点区域を主な活動拠点に、質の高いまちの総合案内人(まちのコンシェルジュ)2人を配置(常駐)し、町並みや文化財・建造物、市街地で行われる様々な活動等の総合的な案内や情報発信、さらには美化活動等に取り組むことで、そこで暮らす市民の満足度や生活の質を高め、歴史的風致の維持向上につなげる。